

川崎市消防局訓令第2号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年2月12日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

川崎市火災予防査察規程（平成 17 年消防局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 1 項中「掲載」を「登載」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。